

平成 29 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 愛光電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 保
(コード番号 9909)
問合せ先 専務取締役 大関正一
(TEL. 0465-37-2121)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 29 年 5 月 1 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。併せて平成 29 年 6 月 16 日開催予定の第 58 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、平成 30 年 10 月までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しておりますが、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本年 9 月 21 日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 9 月 21 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式の併合」に関する議案が承認可決される事を条件いたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 5 株を 1 株の割合で併合（以下、「本株式併合」という。）を行なうものです。

(2) 株式併合内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 9 月 21 日をもって、同年 9 月 20 日の最終の株主名簿に記載された株主様が所有されている株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合後により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 20 日現在)	4,411,000 株
併合により減少する株式数	3,528,800 株
併合後の発行済株式総数	882,200 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数及び株式の併合割合を乗じた理論値です。

④併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 20 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (構成比)	所有株式数 (構成比)
5 株未満	54 名 (10.87%)	63 株 (0.00%)
5 株以上	443 名 (89.13%)	4,410,937 株 (100.00%)
合 計	497 名 (100.00%)	4,411,000 株 (100.00%)

本株式併合を行った場合、所有株式数が 5 株未満の株主様 54 名は株主の地位を失うこととなります。

⑤株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生日における発行可能株式総数 2,400,000 株
(併合前 12,000,000 株)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 21 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式の併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 9 月 21 日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<u>〈新設〉</u>	<u>附則</u> <u>第1条 第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年9月21日とする。</u> <u>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除するものとする。</u>

(下線部が変更部分)

4. 主要日程

平成29年5月1日	取締役会決議日(株主総会に付議する旨の決議)
平成29年6月16日(予定)	第58期定時株主総会
平成29年9月6日(予定)	株式併合公告開始(電子公告)
平成29年9月21日(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年9月21日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で平成29年9月15日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は100株に変更されます。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

- Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
 A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。
- Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。
 A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。
- Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。
 A 3. 全国証券取引所が、投資家の皆様の利便性を向上させるために、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社もこの趣旨に従い、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように株式併合を行います。
- Q 4. 所有株式数や議決権数はどのようになるのでしょうか。
 A 4. 株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 20 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には以下のとおりとなります。

【効力発生前】			【効力発生後】				
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数	
例①	5,000 株	5 個	➔	例①	1,000 株	10 個	なし
例②	3,050 株	3 個		例②	610 株	6 個	なし
例③	1,030 株	1 個		例③	206 株	2 個	なし
例④	333 株	なし		例④	66 株	なし	0.6 株
例⑤	4 株	なし		例⑤	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例④、⑤）はすべての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数 5 株未満の例⑤の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

- Q 5. 株主優待制度に変更ありますか。
 A 5. 優待制度の内容を変更いたしますが、株式併合に伴う所有株式数の変更であり、優待の内容の変更はありません。変更の内容は下記のとおり平成 29 年 9 月 20 日現在の株主名簿に記載された 200 株以上御所有の株主様への優待より実施いたします。

変更前	変更後	優待内容
1,000 株以上 1,999 株以下	200 株以上 399 株以下	自社オリジナル卓上カレンダー
2,000 株以上	400 株以上	自社オリジナル日めくりカレンダー

- Q 6. 株式併合により資産価値は減少してしまうのでしょうか。
- A 6. 株式併合前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動などの要因を除きますと、株主様をご所有の当社株式の資産価値は維持されます。株式併合により、株主様が所有されている株式数は5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。
- Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。
- A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買い取りの制度は利用可能ですか。
- A 8. 株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、効力発生前と同様に単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q 9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。
- A 9. 株主様にお願いする手続きはございません。
- Q 10. 今後のスケジュールはどのようになっていますか。
- A 10. 今後のスケジュールは以下の通り予定しております

平成 29 年 6 月 16 日 第 58 期定時株主総会
 平成 29 年 9 月 15 日 100 株単位での売買開始日
 平成 29 年 9 月 21 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
 平成 29 年 10 月下旬頃 株式併合割当通知の発送
 平成 29 年 12 月中旬頃 端数株式売却代金のお支払い

* 平成 29 年 6 月 16 日に開催予定の第 58 期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

- 単元株式数の変更及び株式併合に関する不明点
 お取引のある証券会社様または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711 (フリーダイヤル)
受 付 時 間	9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝祭日を除く)

- 株主優待に関する不明点
 株主優待に関するご相談は、愛光電気株式会社 総務人事部にお問い合わせください。

	愛光電気株式会社 総務人事部
電 話	0465-37-2111
受 付 時 間	8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝祭日を除く)

以 上